

新旧対照表「平成21年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について(通知)」

平成21年度	平成20年度
<u>保国発第1225001号</u> <u>平成20年12月25日</u>	<u>保国発第1228001号</u> <u>平成19年12月28日</u>
都道府県民生主管部（局）長 殿	都道府県民生主管部（局）長 殿
厚生労働省保険局国民健康保険課長	厚生労働省保険局国民健康保険課長
<p><u>平成21年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> に当たっての留意事項について（通知）</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村（特別区並びに<u>国民健康保険の一部事務組合及び広域連合</u>を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いする。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いする。</p>	<p><u>平成20年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> に当たっての留意事項について（通知）</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村（特別区並びに一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いする。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いする。</p>

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、長寿医療制度の見直し等に伴い、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

1 70歳以上の現役並み所得者の判定基準において、次の条件をすべて満たす者が新たに所得区分「一般」に該当すること。（平成21年1月～）

- (1) 課税所得145万円以上かつ収入の額が383万円以上の者
- (2) 世帯内に他の70歳以上の被保険者がいない者であって、特定同一世帯所属者がいる者
- (3) (1)の被保険者及び(2)の特定同一世帯所属者の収入の合計額が520万円未満の者

(1から3まで削除)

2 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の1割から2割への見直しについて、平成20年度に引き続き、平成21年4月から22年3月まで1年間凍

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による国民健康保険法の一部改正等の施行により、平成20年4月から後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設等、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

1 保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とすること。

2 制度創設時の後期高齢者又は創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、次の経過措置が行われること。

- ・ 世帯別平等割額に関する軽減措置（5年間）
- ・ 保険料軽減の算定基準となる所得の判定単位の見直し（5年間）
- ・ 国保被保険者となる元被用者保険被扶養者に対する保険料減免（条例減免）（2年間）

3 後期高齢者医療制度の創設に伴い、70歳以上の国保世帯の世帯構成が変化することにより、新たに現役並み所得者になる者の負担を軽減するため、70歳以上の現役並み所得者の判定及び高額療養費の所得区分の判定に関して、次の経過措置が行われること。

- ・ 平成20年4月～7月は、従前の所得区分を引き継ぐ
- ・ 平成20年8月～22年7月は、新たに現役並み所得者に移行する一定条件の者については、自己負担限度額を一般並みに据え置く

4 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担が1割から2割に見直されることに伴い、一般所得区分の高額療養費自己負担限度額が見直されること。（平

結を延長すること。（保険給付は8割とし、この措置に係る財源は国の負担とする。）

3 高額療養費制度について、被保険者が75歳に到達する月については、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれることによる負担を軽減するため、自己負担限度額を通常の1/2の額とすること。（平成21年1月～）

また、被用者保険の被保険者が75歳に到達することにより、新たに国民健康保険の被保険者になる被用者保険の被扶養者についても、同様の措置が行われること。

4 特定疾患治療研究事業及び小児慢性疾患治療研究事業（スモン等で所得を問わず自己負担が発生しない場合を除く。）に係る高額療養費制度の自己負担限度額について、一般的の高額療養費と同様に所得に応じた限度額を用いること。（平成21年5月～）

なお、その詳細な内容については、追って連絡する予定であること。

（6から9を削除）

5 国民健康保険料（税）の介護納付金賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を9万円から10万円とすること。（平成21年4月～）

成20年4月から21年3月まで1年間凍結し、保険給付は8割とし、この措置に係る財源は国が負担することが予定されていること。）

5 高額介護合算療養費制度は、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）を計算期間として医療保険と介護保険における自己負担額の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽減することとなっているが、平成20年度は、計算期間の途中から始まるため、当該期間を平成20年4月1日から21年7月31日までとし、自己負担限度額を通常の額の4/3の額とすること。

6 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業は、前期高齢者の財政調整制度の影響を考慮すること。

7 国庫支出金及び都道府県支出金等の算定に当たっては、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金を加えること。なお、平成20年4月以降も老人保健制度で行われた診療等に係る老人保健医療費拠出金（平成20年3月診療分及び精算分）が必要になること。

8 退職者医療制度は廃止されるが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間、経過的に現行制度を存続させること。

9 特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用に対する国庫支出金及び都道府県支出金の補助が行われること。

10 国民健康保険料（税）の基礎賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を5万円から47万円とし、後期高齢者支援金等賦課（課税）額に係る賦課（課税）限度額を12万円とすること。

<p>(削除)</p>	<p><u>11 診療報酬改定については、保険財政の状況及び市場実勢価格等を踏まえること。</u> <u>なお、診療報酬本体の改定で0.38%の引上げ、薬価等の改定で1.2%の引下げ、合計で0.82%の引下げとなること。</u></p>
<p>第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) 保険給付費等</p> <p>療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金（精算分）の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。</p> <p>なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については平成19年度精算分のみとなるので留意されたいこと。</p> <p>また、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成21年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等</p> <p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。</p> <p>(3) 前期高齢者納付金等</p> <p>前期高齢者納付金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。</p>	<p>第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) 保険給付費等</p> <p>療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。</p> <p>なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については1ヵ月分となるので留意されたいこと。</p> <p>なお、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成20年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等</p> <p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11ヵ月分となるので留意されたいこと。</p> <p>(3) 前期高齢者納付金等</p> <p>前期高齢者納付金等の積算に当たっては、これまで示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。なお、平成20年度については11ヵ月</p>

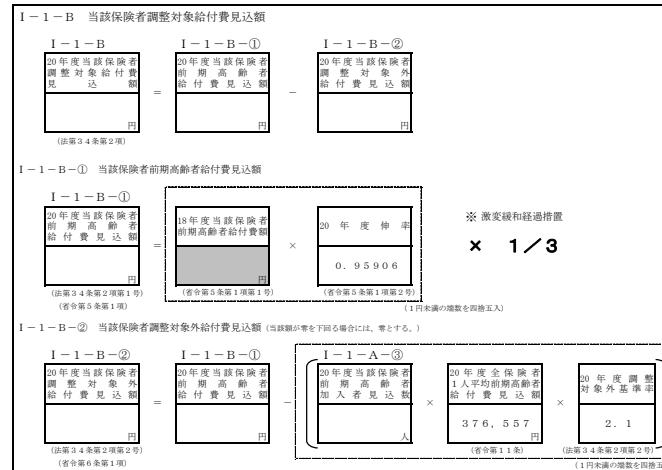
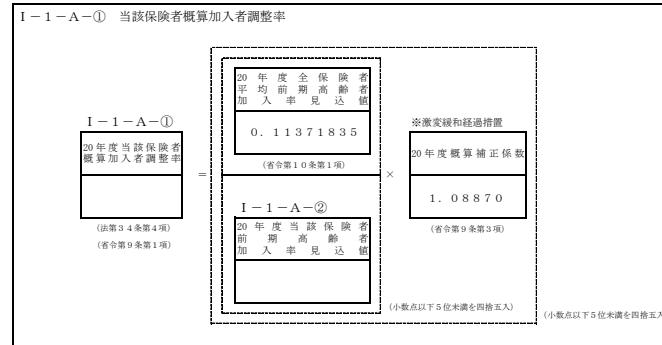
また、平成21年度においては、激変緩和措置（前期高齢者納付金を3分の2とする経過措置（平成19年度に退職者医療費拠出金を拠出していた保険者を除く。））を講じることとしており、その積算式の変更点については、別添「激変緩和経過措置による変更点」を参照されたいこと。

分となるので留意されたいこと。

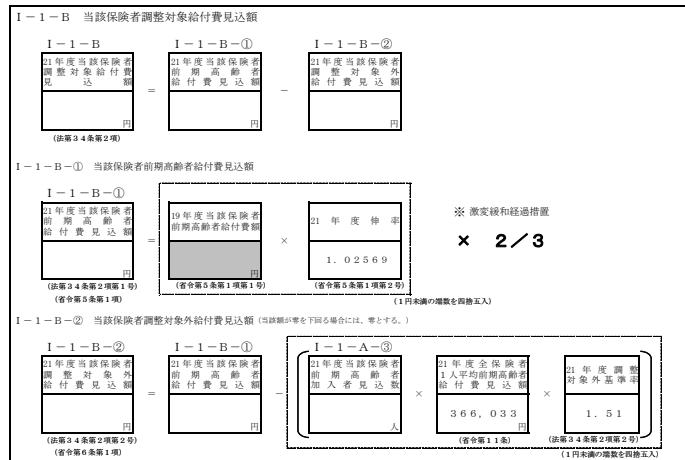
また、平成20年度においては、激変緩和措置（前期高齢者納付金を3分の1とする経過措置（平成19年度に退職者医療費拠出金を拠出していた保険者を除く。））を講じる予定としており、その内容については、別途お知らせする予定であること。

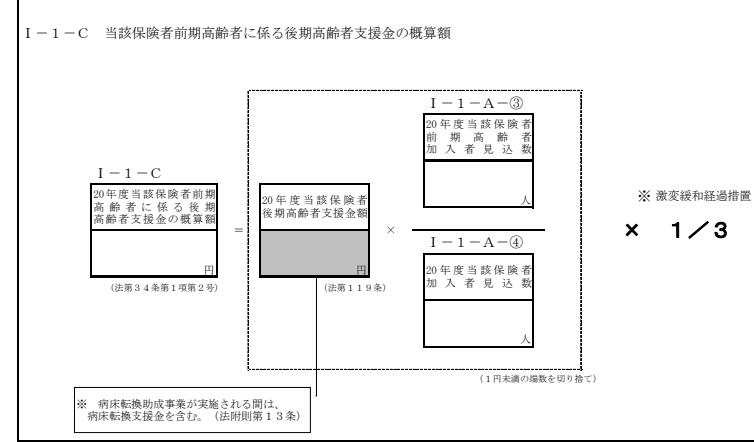
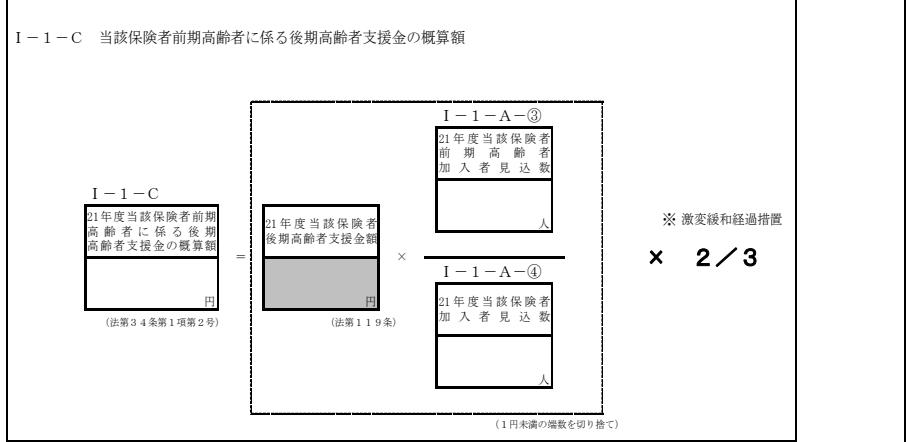
平成20年1月18日付け当課課長補佐事務連絡

平成20年度及び平成21年度の経過措置として、前期高齢者納付金を負担する保険者（制度創設前に退職医療拠出金を拠出していた保険者を除く。）について、激変緩和措置により、第9表の一部を変更し、平成20年度の前期高齢者納付金は概ね3分の1となる措置を予定しています。（別添「激変緩和経過措置による変更点」参照。）



別添





(4) 介護納付金

介護納付金の積算に当たっては、厚生労働省老健局介護保険課から平成20年12月22日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成21年1月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(5) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成21年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第68条の2第1項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、安定化計画の推進に要する経費を計上され

(4) 介護納付金

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）については、厚生労働省老健局介護保険課から平成19年12月21日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成20年2月上旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(5) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成20年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第68条の2第1項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあっては、安定化計画の推進に要する経費を計上され

たいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率が低調な状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。

（6）保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第16条から第22条を踏まえ、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

（7）保健事業費

ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

たいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率の低下の状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。

（6）保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第16条から第22条を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワードシート」を参考にされたい。

（7）保健事業費

ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワードシート」を参考にされたい。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成21年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

ウ 後発医薬品の普及促進については、平成21年度政府予算案において保険者全体の取組みとして、「後発医薬品希望カード」の配布等を行うこととされたことを踏まえ、必要な経費を計上されたいこと。

(8) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

一覧シートを参考にされたい。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成20年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

(8) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

<p>(9) 基金の積立</p> <p>国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。</p>	<p>(9) 基金の積立</p> <p>国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。</p>
<p>2 歳入に関する事項</p>	
<p>(1) 保険料（税）</p>	
<p>ア 医療給付費分の保険料（税）</p> <p>一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金<u>（精算分）</u>の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除いたもの。）を控除した額を基準として計上されたいこと。</p>	<p>ア 医療給付費分の保険料（税）</p> <p>一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除いたもの。）を控除した額を基準として計上されたいこと。</p> <p><u>（「国保保険料算定ワークシート」参照）</u></p>
<p>イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）</p> <p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。</p>	<p>イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）</p> <p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。</p>
<p>ウ 介護納付金分の保険料（税）</p>	

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

エ 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア、イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

（2）国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

（ア）一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者支援分を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額）（退職被保険者等に係る精算額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

（別紙のVIIの1を参照）

（イ）一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

エ 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア、イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

（2）国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

（ア）一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者支援分を含む。以下同じ。）の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額）（退職被保険者等に係る精算額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

（別紙のVIIの1を参照）

（イ）一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと

区分	費用の額の 3/10に相当 する額	費用の額の 2.5/10に相 当する額	費用の額の 2/10に相当 する額	費用の額の 1.5/10に相 当する額	費用の額の 1/10に相当 する額	費用の額の 0.5/10に相 当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成21年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

区分	費用の額の 3/10に相当 する額	費用の額の 2.5/10に相 当する額	費用の額の 2/10に相当 する額	費用の額の 1.5/10に相 当する額	費用の額の 1/10に相当 する額	費用の額の 0.5/10に相 当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワードシート」を参考にされたい。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワードシート」を参考にされたい。

エ 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $9/100$ 及び保険基盤安定のための繰入金の $1/4$ に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

（ア）普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の $2/3$ の $1/2$ の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の $2/3$ の $1/2$ の額及び平成19年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の各見込額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の見込額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金見込額（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の見込額により算定した調整対象需要額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）、平成20年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額

エ 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $9/100$ 及び保険基盤安定のための繰入金の $1/4$ に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

（ア）普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の $2/3$ の $1/2$ の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の $2/3$ の $1/2$ の額及び平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の各見込額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の見込額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金見込額（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の見込額により算定した調整対象需要額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）、平成19年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものと控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額

並びに平成20年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は47万円、後期高齢者支援金分は12万円、介護納付金分は10万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあっては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成21年度においては、平成20年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

額の推定額並びに平成19年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は47万円、後期高齢者支援金分は12万円、介護納付金分は9万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあっては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成20年度においては、平成19年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

また、平成20年度の国保ヘルスアップ事業については、特定保健指導の義務化に伴い、平成19年度に当該事業の加算として新設した「特別加算」を助成対象事業として継続して行う予定であること。

(3) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費拠出金（精算額）相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙のIの4を参照)

(4) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(別紙のVIを参照)

(5) 都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

ウ 都道府県財政調整交付金

(3) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費拠出金相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙のIの4を参照)

(4) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金については、平成20年度は11カ月分となるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(別紙のVIを参照)

(5) 都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成20年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

なお、追って当課が示す「国保保険料算定ワークシート」を参考にされたい。

ウ 都道府県財政調整交付金

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $7/100$ となることに留意されたいこと。

（6）保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

（7）一般会計からの繰入金

- ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。
 - （ア）保険料（税）軽減分として、低所得者に係る平成20年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。
 - （イ）保険者支援分として、平成20年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。

イ 平成19年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、平成21年度の予算編成において留意さ

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $7/100$ となることに留意されたいこと。

（6）保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、特に前期高齢者の財政調整制度を反映させることに留意し、適正な額を計上されたいこと。

なお、計上に当たっては、追って当課が改めて示す「国保保険料算定ワーカシート」を参考にされたい。

（7）一般会計からの繰入金

- ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。
 - （ア）保険料（税）軽減分として、低所得者に係る平成19年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。
 - （イ）保険者支援分として、平成19年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。

イ 平成18年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、平成20年度の予算編成において留意さ

れたいこと。

ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。

エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分（3万円）を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間（平成21年度は21年10月から22年2月出生分まで）の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、2分の1は国庫補助として財政支援し、残り2分の1については地方財政措置を含め調整中であり、詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で平成21年度も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。

（8）基金繰入金

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

（1）平成20年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成21年度において赤字を解消することとし、その解消財源を

れたいこと。

ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。

エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で平成20年度も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。

（8）基金繰入金

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

（1）平成19年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成20年度において赤字を解消することとし、その解消財源を

明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成20年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成21年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成21年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成20年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあっては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成19年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成20年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成20年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成19年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあっては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。

なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上されたいこと。

2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。

(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。

(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。

なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上されたいこと。

2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。

(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。

(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上

<p>されたいこと。</p> <p>(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあっては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p> <p><u>3 公立病院に対する地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告」において、過疎地及び産科・小児科・救急医療等に関する財政措置の充実等が報告されたところであり、その考え方も参考にしつつ、必要に応じて適切な額の一般会計繰入を計上されたいこと。</u></p>	<p>されたいこと。</p> <p>(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあっては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。</p>
<p>第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金 市町村の例に準じて計上されたいこと。</p> <p>(2) 高額医療費拠出金 国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。</p> <p>ア 高額医療費拠出金 <u>平成21年度高額医療費拠出金については、平成20年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。</u> なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第1</p>	<p>第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項</p> <p>1 歳出に関する事項</p> <p>(1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金 市町村の例に準じて計上されたいこと。</p> <p>(2) 高額医療費拠出金 国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。</p> <p>ア 高額医療費拠出金 <u>平成20年度高額医療費拠出金については、平成19年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。</u> なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第1</p>

1号。以下「算定省令」という。) 第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各國保組合の平成19年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各國保組合における平成20年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

(3) 保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るために重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

1号。以下「算定省令」という。) 第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各國保組合の平成18年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各國保組合における平成19年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

(3) 保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るために重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されるため、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

ウ 後発医薬品の普及促進については、平成21年度政府予算案において保険者全体の取組みとして、「後発医薬品希望カード」の配布等を行うこととされたことを踏まえ、必要な経費を計上されたいこと。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成20年度決算において剩余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剩余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすること。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成20年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成19年度決算において剩余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剩余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすることを予定していること。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成19年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字

解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

(別紙のVIIの2を参照)

（ア）第4の1の(1)により算定した療養給付費等（老人保健医療費拠出金を除く。）の額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額並びに前期高齢者納付金の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

（イ）第4の1の（1）により算定した老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金の額（健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金の額に相当する額を除く）の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2

解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の（ア）から（エ）により算定した額を計上されたいこと。

(別紙のVIIの2を参照)

（ア）第4の1の(1)により算定した療養給付費等（老人保健医療費拠出金を除く。）の額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額並びに前期高齢者納付金の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

（イ）第4の1の（1）により算定した老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額（健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額に相当する額を除く）の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2

項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金(精算額)及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。)を乗じて得た額に相当する額。

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金(精算額)及び介護納付金の額との合算額(前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。)に、各国保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成20年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成21年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成21年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数(平成21年度においては、21年4月から22年2月出生分までの11ヵ月)を乗じて算出した額を計上されたいこと。

項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。)を乗じて得た額に相当する額。

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の額との合算額(前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。)に、各国保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成19年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成20年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成20年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分（3万円）を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間（平成21年度は21年10月から22年2月出生分まで）の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、原則2分の1（全国土木は4分の1）を補助することとし、財政力の低い組合についてはさらなる補助を検討しているところであり、詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額
30万円	75,000円	33万円	82,500円	<u>36万円</u>	<u>90,000円</u>
31万円	77,500円	34万円	85,000円	<u>37万円</u>	<u>92,500円</u>
32万円	80,000円	35万円	87,500円	<u>38万円</u>	<u>95,000円</u>

なお、産科無過失補償制度の創設に伴い、出産育児一時金の支給額の見直しが、現在検討されているところであり、実施時期等詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額	出産育児 一時金	補助額
<u>13万円</u>	<u>43,333円</u>	<u>22万円</u>	<u>56,970円</u>	31万円	77,500円
<u>14万円</u>	<u>44,850円</u>	<u>23万円</u>	<u>58,485円</u>	32万円	80,000円
<u>15万円</u>	<u>46,365円</u>	<u>24万円</u>	<u>60,000円</u>	33万円	82,500円
<u>16万円</u>	<u>47,880円</u>	<u>25万円</u>	<u>62,500円</u>	34万円	85,000円
<u>17万円</u>	<u>49,395円</u>	<u>26万円</u>	<u>65,000円</u>	35万円	87,500円
<u>18万円</u>	<u>50,910円</u>	<u>27万円</u>	<u>67,500円</u>	—	—
<u>19万円</u>	<u>52,425円</u>	<u>28万円</u>	<u>70,000円</u>		
<u>20万円</u>	<u>53,940円</u>	<u>29万円</u>	<u>72,500円</u>		
<u>21万円</u>	<u>55,455円</u>	30万円	75,000円		

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

$$\textcircled{1} \text{ 平成21年度高額医療費拠出金見込額} \times 0.07$$

$$\textcircled{2} \text{ 平成21年度高額医療費拠出金見込額} \times (\text{補正率}) \times 1.16$$

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

$$\textcircled{1} \text{ 平成20年度高額医療費拠出金見込額} \times 0.07$$

$$\textcircled{2} \text{ 平成20年度高額医療費拠出金見込額} \times (\text{補正率}) \times 1.24$$

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普

通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成21年度高額医療費共同事業交付金については、平成20年12月診療分から平成21年11月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成21年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

(削除)

通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成20年度高額医療費共同事業交付金については、平成19年12月診療分から平成20年11月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成20年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

4 平成20年度の特例

平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内容については、別途お知らせする予定であること。

平成20年1月18日付け当課課長補佐事務連絡

平成20年度における国庫補助の特例措置として一部の国保組合において補助率の見直しを行う

こととなります。

具体的には、一般被保険者分の定率補助率を32%から28%に引き下げ、所得の高い国保組合は補助金を減額、一般的な国保組合は減額分を調整補助金で埋め戻すこととなります。

なお、今回の特例措置については、組合特定被保険者分にかかる補助率の変更はありません。予算編成に当たっては、次を参考に療養給付費補助金等を積算してください。

- 普通調整補助率が0%組合については、▲3%（▲2%）または▲4%（▲2.67%）分が減額となります。
- 普通調整補助率が5%組合の一部及び3%組合については▲2%（▲1.33%）分が減額となります。

※ 今回の措置については、8ヵ月分であり、（ ）の補助率については $8/12$ を乗じた割合です。

※ 留意事項通知の別紙「平成20年度医療費等の推計方法」のVIIの2の補助金等の計算式の参考例

(普通調整補助率が3%の組合の場合)

$$(A \times 13.0/100 + A \times 3/100) + \{B \times 32/100 + B \times \underline{(3 - 1.33)} /100\}$$

又は $((3 - 2) \times 8/12)$

(普通調整補助率が0%で削減率が▲3%組合の場合)

$$\{A \times 13.0/100 + B \times \underline{(3 - 2)} /100\}$$

又は $((3 - 2) \times 8/12)$

$$A = (\text{第3表⑧} - \text{前期高齢者交付金}) \times$$

20年度平均組合特定被保険者数（見込み）/20年度平均被保険者数（見込み）

$$B = \text{第3表⑧} - \text{前期高齢者交付金} - A$$

第5 都道府県における予算編成の留意事項

- 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村の例に準じて計上されたいこと。

第5 都道府県における予算編成の留意事項

- 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村の例に準じて計上されたいこと。

2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $7/100$ となることに留意されたいこと。

3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

（別紙）

平成21年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第1表により、最近の動向を十分に勘案して、平成21年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第1表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出

2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の $1/2$ に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額を除く。）及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の $7/100$ となることに留意されたいこと。

3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

（別紙）

平成20年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第1表により、最近の動向を十分に勘案して、平成20年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第1表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出

すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金**第3表**により算出すること。

(1) 診療費総額 〈**第1表**②欄〉

第1表及び**第2表**により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額 〈**第3表**②欄〉

過去2カ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第5位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額 〈**第3表**③欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額 〈**第3表**④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

(5) 療養の給付費 〈**第3表**⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費 〈**第3表**⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金**第3表**により算出すること。

(1) 診療費総額 〈**第1表**②欄〉

第1表及び**第2表**により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額 〈**第3表**②欄〉

過去2カ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第5位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額 〈**第3表**③欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額 〈**第3表**④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

(5) 療養の給付費 〈**第3表**⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費 〈**第3表**⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費 〈第3表⑦欄〉

(2) と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。
また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額 〈第3表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額 〈第3表⑨欄〉

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

4 療養給付費等交付金

第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。

(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦欄〉

(2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、後期高齢者支援金相当額、病床転換支援金相当額及び調整対象基準額

〈第6表⑧, ⑨欄〉

(3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑩欄〉

「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月10日保険発第98号国民健康保険課長通知）に基づき算出された平成20年度における退職被保険者等一人当たり保険料（税）賦課額に予定収納率（過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値）を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料（税）の伸び率（平成21年度見込み）を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数（平成21年度見込み）

(7) 療養費 〈第3表⑦欄〉

(2) と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。
また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額 〈第3表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額 〈第3表⑨欄〉

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

4 療養給付費等交付金

第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。

(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦, ⑯欄〉

(2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、後期高齢者支援金相当額、病床転換支援金相当額及び調整対象基準額

〈第6表⑧, ⑯欄〉

(3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑨, ⑯欄〉

「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月10日保険発第98号国民健康保険課長通知）に基づき算出された平成19年度における退職被保険者等一人当たり保険料（税）賦課額に予定収納率（過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値）を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料（税）の伸び率（平成20年度見込み）を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数（平成20年度見込み）

を乗じて得た額から当該保険料（税）のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課（課税）額（減額することになる額を含む。）を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第7表**により算出された額であること。

IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第8-A表**（後期高齢者支援金等）及び**第8-B表**（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。

V 前期高齢者納付金等の算出方法

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第9表**により算出された額であること。

VI 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通

を乗じて得た額から当該保険料（税）のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課（課税）額（減額することになる額を含む。）を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第7表**により算出された額であること。

IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第8-A表**（後期高齢者支援金等）及び**第8-B表**（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。

V 前期高齢者納付金等の算出方法

前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第9表**により算出された額であること。

VI 前期高齢者交付金の算定方法

前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通

知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第10表**により算出された額であること。

VII 療養給付費負担（補助）金等

1 市町村

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費負担金

(第3表⑧) 一 保険基盤安定繰入金×1/2 ー 前期高齢者交付金

×34/100 ー 平成19年度基準超過費用額×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額は除く。)

(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金

平成21年度概算前期高齢者納付金×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く。)

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金

平成19年度精算分（調整金額を含む。）×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る精算額は除く。)

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金

（平成21年度概算後期高齢者支援金 + 平成21年度病床転換支援金）×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く。)

(5) 介護納付金に係る国庫負担金

平成21年度概算介護納付金×34/100 + 平成19年度精算分（調整金額を含む。）× 34/100

知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、**第10表**により算出された額であること。

VII 療養給付費負担（補助）金等

1 市町村

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費負担金

(第3表⑧) 一 保険基盤安定繰入金×1/2 ー 前期高齢者交付金

×34/100 ー 平成18年度基準超過費用額×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額は除く。)

(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算前期高齢者納付金×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く。)

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金

平成20年度概算医療費拠出金×34/100 + 平成18年度精算分

（調整金額を含む。）×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金は除く。)

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金

（平成20年度概算後期高齢者支援金 + 平成20年度病床転換支援金）×34/100

(ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く。)

(5) 介護納付金に係る国庫負担金

平成20年度概算介護納付金×34/100 + 平成18年度精算分（調整金額を含む。）× 34/100

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

$$\{ (A - a_1) \times 13.0/100 \} + \{ (B - C) \times 32/100 \}$$

$$+ \{ (\text{第3表}⑧ - 前期高齢者交付金}) \times (a^{*1})/100 \}$$

$$A = \text{第3表}⑧$$

$$\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{第3表}⑧ - A$$

$$C = \text{前期高齢者交付金} = \left[\begin{array}{l} \text{前期高齢者交付金} \\ \\ \times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}} \end{array} \right]$$

$$a_1 = \text{前期高齢者交付金}$$

$$\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$\times \text{給付費割合} (\gamma)$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{見込み額}} \div$$

第10表 I-2

$$\boxed{\text{当該保険者調整対象給付費}} + \boxed{\text{見込み額}}$$

第10表 I-3

$$\boxed{\text{21年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}}$$

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金

$$\{ (A \times 13.0/100) \} + \{ (B \times 32/100) \}$$

$$+ \{ (\text{第3表}⑧ - 前期高齢者交付金}) \times (a^{*1})/100 \}$$

$$A = \text{第3表}⑧ - \text{前期高齢者交付金}$$

$$\times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{20年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{第3表}⑧ - \text{前期高齢者交付金} - A$$

(2) 前期高齢者納付金（納付金）に係る国庫補助金

$$(a_1 \times 13.0/100) + (a_2 \times 16.4/100) + (B \times 32/100) \\ + \{ (\text{納付金}) \times (a^{*1})/100 \}$$

$$A = (\text{納付金}) \times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{21年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = (\text{納付金}) - A$$

$$a_1 \equiv A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

$$a_2 \equiv A - a_1$$

第9表 I-1-B

$$\text{給付費割合} (\gamma) \equiv \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{見込み額}} \div$$

第9表 I-1-B

$$\boxed{\text{当該保険者調整対象給付費}} \pm \boxed{\text{21年度当該保険者前期高
齢者に係る後期高齢者支援
金の概算額}}$$

第9表 I-1-C

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) \\ + (\text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times (a^{*1})/100)$$

$$A = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times$$

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right)}$$

(2) 前期高齢者納付金（納付金）に係る国庫補助金

$$(A \times 13.0/100) + (B \times 32/100) \\ + (\text{納付金}) \times (a^{*1})/100$$

$$A = (\text{納付金}) \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数(見込み)}}{\text{20年度平均被保険者数(見込み)}}$$

$$B = (\text{納付金}) - A$$

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) \\ + (\text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times (a^{*1})/100)$$

$$A = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times$$

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right)}$$

$$B = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} - A$$

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

(※ 支援金=後期高齢者支援金+病床転換支援金)

$$\underline{\{(A-a2) \times 16.4/100\}} + (B \times 32/100) + \underline{\{(支 援 金) \times (a^{*1})/100\}}$$

$$A = \text{支援金} \times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{支援金} - A$$

$$a2 = \text{前期高齢者交付金}$$

$$\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}} \\ \times (1-\gamma)$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合 } (\gamma) \equiv \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{見込み額}} \div$$

第10表 I-2

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{当該保険者調整対象給付費} \\ \text{見込み額} \end{array}} \pm \boxed{\begin{array}{c} \text{第10表 I-3} \\ \text{21年度当該保険者前期高} \\ \text{齢者に係る後期高齢者支} \\ \text{援金の概算額} \end{array}}$$

(5) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + (\text{介護納付金}^{*3} \times (a^{*1}) / 100)$$

$$B = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} - A$$

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

(※ 支援金=後期高齢者支援金+病床転換支援金)

$$\underline{(A \times 16.4/100)} + (B \times 32/100) + \underline{(支 援 金 \times (a^{*1})/100)}$$

$$A = \text{支援金} \times \frac{\text{20年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{20年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{支援金} - A$$

(5) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + (\text{介護納付金}^{*3} \times (a^{*1}) / 100)$$

$$A = \text{介護納付金}^{*3} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right)}$$

$$B = \text{介護納付金}^{*3} - A$$

* 1 : 算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合

* 2 : 老人保健医療費拠出金は、平成19年度精算分（調整金額を含む。）である。

* 3 : 介護納付金は、平成21年度概算納付金と平成19年度精算分（調整金額を含む。）である。

(第1表から第10表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数等は省略)

$$A = \text{介護納付金}^{*3} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均組合} \\ \text{特定被保険者である介護保険第2号被保険者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険} \\ \text{第2号被保険者数} \end{array} \right)}$$

$$B = \text{介護納付金}^{*3} - A$$

* 1 : 平成20年度の国庫補助金については、特例を設ける予定としており、その内容については、別途お知らせする予定である。

* 2 : 老人保健医療費拠出金は、平成20年度概算拠出金（1ヵ月分）と平成18年度精算分（調整金額を含む。）である。

* 3 : 介護納付金は、平成20年度概算納付金と平成18年度精算分（調整金額を含む。）である。

(第1表から第10表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数は省略)